

**長野県告示第155号**

長野県臨床研修医研修資金貸与規程を次のとおり定めます。

平成21年3月23日

長野県知事 村 井 仁

長野県臨床研修医研修資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県内における産科等の医師の確保を図るため、将来県内の公立病院、公的病院等の医師として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で臨床研修医研修資金（以下「研修資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「指定医療機関」とは、次に掲げる県内の医療機関であって、知事が指定するものをいう。

- (1) 長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）に基づく県立病院
- (2) 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が設置した病院
- (3) へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に規定するへき地診療所又はへき地医療拠点病院
- (4) その他知事が特に必要と認める医療機関（3年（第11条に規定する被貸与者が長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号。以下「修学資金貸与規程」という。）の規定に基づく貸与を受けた者である場合にあっては、同規程の規定に基づく専門研修の期間と合算して3年）を限度として知事が必要と認める医師の産科、小児科又は麻酔科に係る専門性に関する研修（以下「専門研修」という。）を受ける場合に限る。）

(貸与対象者)

第3条 研修資金の貸与を受けることができる者は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）のうち、産婦人科、小児科又は麻酔科の診療科を中心とした特別コース（「臨床研修を行う大学病院におけるモデル事業の実施について」（平成20年8月1日付け医政発第0801007号厚生労働省医政局長通知）による特別コースをいう。）を受ける者であって、将来、指定医療機関において分べんを取り扱う産科、小児科又は麻酔科の医師として勤務しようとするものとする。

(研修資金の額)

第4条 研修資金の貸与の額は、月額20万円とする。

(貸与の期間)

第5条 研修資金の貸与の期間は、貸与を決定された日の属する月から臨床研修を修了した日の属する月までとする。

(貸与の申請)

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野県臨床研修医研修資金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証又は医籍の登録済証明書の写真
- (2) 健康診断書
- (3) 研修先の臨床研修病院の開設者又は管理者の推薦書（様式第2号）
- (4) 連帯保証人の身分証明書（市町村長が発行するもの）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその署名を得なければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 知事は、申請書を受領したときは、審査をし、適当と認めるときは、研修資金の貸与を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(研修資金の交付)

第10条 研修資金は、第8条第2項の規定による通知を受けた者の請求により毎年5月、7月、10月及び1月に当該四半期に係る分を本人に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期に係る分をあわせて交付することがある。

2 前項の規定による請求は、毎年、長野県臨床研修医研修資金交付請求書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

(健康診断書の提出)

第11条 研修資金の交付を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、臨床研修を受けている期間においては、毎年4月末日までに、前年度末における健康診断書を知事に提出しなければならない。

(貸与の停止)

第12条 被貸与者が臨床研修を中断したときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から臨床研修を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を停止する。

2 被貸与者が正当な理由なく前条に規定する健康診断書を提出しないときは、貸与を一時停止することがある。

3 前2項の規定により貸与を停止された者が、臨床研修を再開し、又は健康診断書を提出した場合は、研修資金の貸与を再開するものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により貸与を停止するとき及び前項の規定により貸与を再開するときは、その旨を本人に通知するものとする。

5 第1項又は第2項の規定による停止があった場合において、既に当該停止月まで貸与された研修資金があるときは、その資金を当該被貸与者が臨床研修を再開し、又は停止の解除があった日の属する月の翌月以降分として貸与されたものとみなす。

(決定の取消し)

第13条 被貸与者が臨床研修を受けている期間において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

(1) 臨床研修を中止したとき。

(2) 心身の故障のため臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 3年以内に臨床研修を修了しないとき(災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。)

(4) 死亡したとき。

(5) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(6) この規程に定める義務を怠ったとき。

(7) その他研修資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修資金の返還及び利息の支払債務(以下「返還債務」という。)を免除する。

(1) 臨床研修を修了した後(被貸与者が修学資金貸与規程の規定に基づく貸与を受けた者である場合にあつては、同規程第14条第1項第1号に該当するに至った後。第15条第2号及び第19条第5項において同じ。)、直ちに指定医療機関において指定診療科(分べんを取り扱う産科、小児科又は麻酔科のうち知事が指定するものをいう。以下同じ。)の業務に従事(指定医療機関で専門研修を受けることを含む。以下同じ。)し、当該従事した期間が、研修資金の貸与を受けた期間(以下「貸与期間」という。)の2倍に相当する期間に達したとき。

(2) 前号に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、被貸与者が、前項第1号に規定する従事期間中に業務上以外の理由により死亡し、又は業務上以外に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、従事期間を貸与期間の2倍に相当する期間で除して得た数を返還債務の額に乗じて得た額を免除する。

3 第1項第1号及び前項に規定する従事期間の計算は、第1項第1号に規定する業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により行うものとし、当該期間中に休職(業務に起因する休職を除く。)、停職又は専門研修(指定医療機関で受けるものを除く。)の期間がある場合は、これらの期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、長野県臨床研修医研修資金返還債務免除申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還)

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた研修資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

(1) 第13条第1項の規定による取消しがあったとき。

(2) 臨床研修を修了した後、直ちに指定医療機関における指定診療科の業務に従事しなかったとき(直ちに指定医療機関以外で専門研修を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。)

(3) 指定医療機関における指定診療科の業務に従事しなかったとき(指定医療機関以外で専門研修を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。)

(4) 臨床研修を修了した後、死亡したとき(前条第1項第2号に該当する場合を除く。)

(5) 修学資金貸与規程の規定に基づく貸与を受けた者にあつては、同規程第15条第4号に該当したとき。

(返還債務の裁量免除)

第16条 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

2 第14条第4項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。

(返還の猶予)

第17条 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その理由が継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、長野県臨床研修医研修資金返還債務履行猶予申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、第1項に規定する理由に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第18条 被貸与者は、正当な理由なく返還債務を履行すべき日までにこれを履行しなかったときは、当該履行すべき日の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 被貸与者は、研修資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があつたときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

4 被貸与者は、臨床研修を中止又は中断若しくは再開したときは、直ちに、臨床研修中止(中断・再開)届出書(様式第7号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

5 臨床研修を修了した後、被貸与者は、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、就業等の状況届出書(様式第8号)により知事に届け出なければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

(様式第1号)(第6条関係)

## 長野県臨床研修医研修資金貸与申請書

年 月 日

長野県知事

殿

本人氏名

印

連帯保証人氏名

印

長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)の規定に基づく研修資金の貸与を受けたいので、同規程第6条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	(電話番号 )	出身大学	大学 学科 年 月卒業
臨床 研修	プログラ ムの名称		
	中心とす る診療科	産婦人科 小児科 麻酔科 (いずれかに○)	研修期間 年 月から 年 月まで
申請理由(臨床研修修了後の就業等についての意見を含む。)			
連帯 保証 人	氏名	生年月日	年 月 日生
	住所	(電話番号 )	本人 との 続柄
	職業	年収	
備考			

(様式第2号)(第6条関係)

推薦書

年 月 日

長野県知事 殿

臨床研修病院の開設者又は管理者

所在地

氏 名

㊟

下記の者は、本院で研修中であり、身体強健で、人物学業ともに優れ、将来知事が指定する長野県内の医療機関で分べんを取り扱う産科、小児科又は麻酔科の医師として携わる見込みがありますので、長野県臨床研修医研修資金の貸与を受けることを適当と認めます。

記

氏 名

住 所

臨床研修プログラムの名称

中心とする診療科

(様式第3号)(第9条関係)

## 誓 約 書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

㊟

この度、長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）の規定に基づく研修医として、研修資金の貸与を受けることになりました。ついては、同規程及び指示された事項を堅く守り、臨床研修修了後は、直ちに知事が指定した医療機関において指定診療科の業務に従事し、当該従事した期間が、研修資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上勤務することを誓います。

なお、同規程の規定により研修資金の返還事由を生じたときは、長野県知事の指定する期日までに確実に研修資金及びその利息を返還します。

連帯保証人住 所

氏 名

㊟

長野県臨床研修医研修資金貸与規程の規定に基づく研修資金の返還その他の義務については、同規程の規定に従い、連帯保証人が連帯してその責めに任じます。

(様式第4号)(第10条関係)

## 長野県臨床研修医研修資金交付請求書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所

氏 名

㊟

長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)第10条の規定により、  
研修資金を下記のとおり交付してください。

記

交付請求額	金 円	
	年 月分	から 年 月分まで
振込先金融機関	金融機関名	支店名
振込口座	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	名義人氏名	





(様式第6号)(第17条関係)

長野県臨床研修医研修資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

印

長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)第17条の規定により、研修資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸 与 総 額 円

貸 与 期 間 年 月 から 年 月 まで

猶予を希望する期間 年 月 から 年 月 まで

猶予申請の理由

(添付書類)

猶予申請の理由を証する書類

(様式第7号)(第19条関係)

### 臨床研修中止(中断・再開)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

㊞

臨床研修を中止(中断・再開)しましたので、長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)第19条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

臨床研修プログラムの名称

期日又は期間

理 由

研修資金受領額 年 月から 年 月まで 円

(添付書類)

臨床研修を再開する場合は、再開を証する書類

(様式第8号)(第19条関係)

### 就業等の状況届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所  
氏 名 ⑩  
(電話番号 )

長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)第19条第5項の規定により、就業等の状況を下記のとおり届け出ます。

#### 記

就業している医療機関の名称等

名 称

所在地

電話番号

採用年月日 年 月 日

従事している診療科

従事状況(常勤、非常勤、研修、休職、停職、療養などの事由)

業務に従事していない場合は、その理由、期間、行先(連絡先)等

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称  
飯田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成11年11月30日から  
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水課

長野県告示第157号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間  
平成21年3月25日から平成21年4月24日まで
- 3 作業地域  
長野市松代町松代及び東条

建設政策課

長野県告示第158号

佐久市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類  
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）
- 2 作業期間  
平成20年11月4日から平成21年3月10日まで
- 3 作業地域  
佐久市北部地域

建設政策課

長野県告示第159号

平成19年長野県告示第370号（洪水予報を行う河川の指定）の一部を次のように改正します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

本則の表中

信濃川水系	裾花川	左岸	長野市大字南長野字鐘ヶ瀬
		右岸	長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から
	左岸	長野市青木島町青木島字狐島	
	右岸	長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで	

を

信濃川水系	裾花川	左岸	長野市大字南長野字鐘ヶ瀬
		右岸	長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から
	左岸	長野市青木島町青木島字狐島	
	右岸	長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで	
天竜川水系	諏訪湖	湖岸一円	

に改める。

河川課